



2023年4月1日発行(季刊)

認定NPO法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org
URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 NPO法人市民シンクタンクひと・まち社

居住相談窓口から見えてくる伴走的に支援する「居住支援の重要性」

居住支援法人株式会社こたつ生活介護グループ

一般社団法人住まいと暮らしの相談室 代表理事 大嶽 貴恵

「住まい」はあって当たり前の「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムの中央には「住まい」が描かれていますが、「住まい」はあって当たり前であり専門的な支援は殆どありませんでした。しかし、介護や福祉に携わる方々が、自分の仕事の範疇を超えて、アパート探しの同行などの「居住支援」が行われていました。

高齢者の住み替え相談は、「老朽化による家主からの立退き要求」、「収入減少で家賃滞納による退去勧告」、「身体的理由からの転居」、「同居家族からの虐待」、「近隣トラブル」、「緊急連絡先がない」、「ゴミ屋敷による家主との関係悪化」等、多岐に渡るため、地域生活の基盤であるはずの「住まい」の分野に専門的に携わる居住支援は重要です。

高齢者の居住支援法人に携わって見えてきた課題

居住支援法人(株)こたつ生活介護は、元々は介護保険事業(デイサービス事業者や居宅介護支援事業)を運営し、2018年居住支援法人として東京都(第10号)の指定を受けました。

居住支援は、単純に住宅(ハコモノ)を探すのではなく、相談者に必要なサポート体制を整え、必要であれば入居中の見守りや高齢者施設・住宅への住み替えなどのサポートも行います。介護事業者としての強みを生かし、地域の社会資源であるケアマネージャーや地域包括支援センター、社会福祉協議会等とも連携して直接ニーズを伺いながら、居住支援を行っています。

相談の中から、「入居を拒まない賃貸物件情報の収集が困難」、「不動産店への同行や物件見学の同行が必要」、「連帯保証人や緊急連絡先の確保が難しい」、「引越に関する手配が心配」、「転居時の行政手続きやライフラインの移転手続きが難しい」などの課題が浮き彫りになりました。

借りる側の課題の解決には、貸す側に「住まい」

に困っている高齢者の現状を理解していただくことが不可欠です。一方貸す側には、「孤独死やそれに伴う残置物」、「原状回復の費用の問題」、「事故物件となることでの家賃収入の減少」、「家賃の滞納」、「近隣トラブル」等の不安があります。

そこで「居住支援法人」は、単身高齢者の場合、1週間の予定(デイサービス利用、ヘルパーさんが来る日、お弁当の配食等)を整え、不動産管理会社に入居中も見守り体制があることを伝え、家主さんの不安を取り除きます。

自治体の居住相談窓口に関わって

2021年10月から立川市居住支援協議会の元に設置された居住相談窓口業務を(一社)「住まいと暮らしの相談室」で受託しています。相談は多岐に渡り、複合的な問題も多く、一つひとつ紐解いていかなければなりません。立川市では重層的支援体制が充実しており、複合的な問題を抱える相談者の悩み解決のために庁内で連携し、相談者の居住支援の体制を整えています。

最近「緊急連絡先がない・低額所得(生活保護受給者でない)元気な高齢者」、「精神障がいのある方」、「何らかの精神疾患を抱える方(親族のサポートがない)」、「離婚予定の母子」等の相談もあり、不動産管理会社から住まいの紹介が難しいと突きつけられることが多々あります。困難事例の相談は増えており、行政、地域の社会資源の連携による居住支援体制の必要性を実感しています。

相談者と不動産管理会社、家主の安心を積み重ね、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、切れ目のない支援を実現するための居住相談窓口として携っていきます。



「社会的養護のもとで生活する子どもたちの自立支援」

児童養護施設子供の家（東京都清瀬市）施設長 早川悟司

ひと・まち社は東京都福祉サービス第三者評価の試行時から第三者評価機関として活動しており、保育や児童養護施設の評価も行っている。子どもたちは一人ひとり違った家庭環境の中で育っているが、児童養護施設の子どもたちは何らかの形で「子どもの権利」を侵害されてきている。措置延長が認められるようになったが、子どもたちの多くは18歳という若い年齢で自立生活をしていかなければならない。児童養護施設では勉学と併せて、自立のための生活訓練をしたり、社会経験を積めるように支援をしている。研修で児童養護施設「子供の家」の早川施設長から、制度の枠を超えて子どもたちの自立を支援するための様々な取り組みを聴く機会があり、現状の課題と必要な制度について寄稿をお願いした。

1 社会的養護とは

「社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」（厚生労働省）とされている。総数約4万2千人の中では施設養護が多く、中でも児童養護施設が全体の半数以上を占めている（表-1参照）¹⁾。

表-1 「社会的養護の種類と現状」

類型	施設等数	定員(人)	現員(人)	概要・対象
里親	4,759	-	6,019	家庭で4人以下を養育
ファミリーホーム	427	-	1,688	家庭で5~6人を養育
乳児院	145	3,853	2,472	概ね2歳未満の乳幼児
児童養護施設	612	30,782	23,631	概ね2歳以上の要養護児童等
児童自立支援施設	58	3,445	1,145	生活指導を要する児童等
児童心理治療施設	53	2,018	1,321	心理治療を要する児童等
自立援助ホーム	217	1,409	1,145	義務教育終了後の児童等
母子生活支援施設	217	4,533世帯	5,440	配偶者のない母と児童等

筆者は1990年代半ばから社会的養護に従事しているが、この仕組みには今も変わらない三つの不条理があると考えている。現在勤務する施設において、これらへの対応の構築と発信に努めているところである。

2 地域の子どもや家庭を地域で支える

不条理の第一は、家庭の養育機能が十分機能していないことを理由に、子どもたちは「家庭」「学校」「地域」をいっぺんに奪われていることである。人間が発達する上で特定の大人とのアタッチメントや、自我同一性の形成は不可欠である。しかし、現在の社会的養護は「保護」の名のもとにこれらを少なからず阻害している。虐待をしている親との分離の必要を理由に挙げる関係者は多いものの、親に入所施設等を秘匿しなければならないケースは筆者の所属施設でも2割を超えたことはない。

「虐待」とひとくくりにはされる中で、入所等児童の受けた虐待で突出しているのはネグレクトだ。家族構成は母子家庭が最多で、背景には女性の貧困がある。日本では母子家庭に対する経済支援は極めて希薄で、母親が昼夜就業に追われた

結果、ネグレクトとなっている例も多々見られる。

孤立しているひとり親家庭から、経済的困難やネグレクトを理由に子どもを引き離すのではなく、家庭も含めて地域で支える。そうした試みを当施設では「そだちのシェアステーション」²⁾で始めている。



3 施設退所後も含め安定した社会生活を支える

不条理の第二は、若年・低学歴で強いられる「社会的自立」である。児童福祉法の対象は18歳未満の子どもだが、入所支援は20歳までの延長ができる。2017年からは国の予算事業³⁾により、22歳年度末までの入所支援継続も可能になった。更に2023年からは、22歳年度末の年限が撤廃される見込みだ。自立年齢を一律に年齢で区切るのではなく、個別のアセスメントによって必要な限り入所支援を継続することが法制度上可能となっている。

しかし、施設等の実情はこれに沿うものになっているとはいえない。表-2でも明らかのように、大半の入所者が低学歴のまま高校卒業と同時に施設を退所している。こうした退所者たちのその後の生活は、一般との比較で明らかに不安定であることが国や東京都の調査でも確認されている。

2004年改正児童福祉法では、児童養護施設等の役割に「退所後の相談援助」（いわゆる「アフターケア」）が明記された。前述の社会的養護自立支援事業では、これに関わる支援の拠点や支援メニューが予算化され、2024施行改正児童福祉法ではこれらが「社会的養護自立支援拠点事業」（第6条の3・第16項）として法定化された。

2012年から東京都では、各施設の自立支援やアフター

表-2 児童養護施設における高校卒業後の進路

	進学				就職		その他		
	大学等		専修学校等						
総数	1,752人	311人	17.8%	268人	15.3%	1,031人	58.8%	142人	8.1%
内在	356人	109人	6.2%	67人	3.8%	117人	6.7%	63人	3.6%
内退所	1,396人	202人	11.5%	201人	11.5%	914人	52.2%	79人	4.5%
参考・全高	1,126	594	52.40%	243	21.50%	206	18.30%	83	7.40%
	(千人)	(千人)		(千人)				(千人)	

ケアを専門に担う自立支援コーディネーターが配置された。2020年からは、国においても同様の専門職である自立支援担当職員の配置が始まっている。

自立支援やアフターケアに関する国や自治体の法制度拡充が進む一方、これらを積極的に活用する施設と、そうでない施設との間で支援格差が広がっている。入所者が社会に出る前後に受けられる支援の格差は、人生の格差に直結する。

子どもは施設に入所するか否か、どの施設に入所するかを現状では選択できていない。行政処分と振り分けられる施設入所等にアタリ・ハズレがあってはならない。

当施設では近年、他の施設での生活が困難になる等、様々な課題を有する子どもの入所が相次いでいる。それでも22歳年度末までの入所支援継続を基本に、寄付等で支えられる自立支援基金も活用しながら入所者の展望を探っている。

高校卒業後は多くの場合、それぞれの意志で高等教育に進んでいる。大人が子どもや入所者を篩にかけたり、自己責任を追及したりすることなく寄り添うことで、子ども等が自ら前を向くようになる姿を幾度となく見てきた。施設で借り上げているアパートでひとり暮らしの体験を繰り返し、将来の生活イメージも涵養している。

とはいえ、一旦進学したものの先行きに迷い中退するケース、大学を卒業しても社会適応が難しいケース、特別支援学校卒業後の支援等、課題は尽きない。しかし、そこに寄り添い関わり続けることで、私たち職員も成長できることを実感している。

一旦、社会に出てひとり暮らしをしたものの、何年かの後に生活に行き詰まる退所者もいる。コロナ禍での困難も見過ごせない。自立支援担当職員等を中心に退所者の生活状況を継続的に把握し、決して繋がりを切らないことが肝要だと考えている。

4 子どもを主体的意思を育み、表明を支える

不条理の第三は、施設間の支援格差が著しい中で、子どもや入所者の主体的意思が軽んじられていることである。前述したように、社会的養護が公的制度である以上「ハズレ」があってはならない。

当施設の子どもや入所者は皆、希望すれば高等教育への進学が可能で、高校卒業後も入所を継続できることを知っている。「知っている」ことを前提に、その活用を職員と共に、あるいは子どもや入所者同士で話し合っている。

一方で、社会的養護のもとで生活する全国の子ども等の大半はこれらを知らされておらず、主体的に選択することができていない。高等教育進学の支援を行うかどうか、入所支援の継続をするか否かを入所者不在の会議等で決定している、あるいは検討すらしない施設や児童相談所が

少なくない。

これに対して2024年施行改正児童福祉法では、施設の入所や変更、退所に当たって必ず子どもや入所者の意向を聴取すること、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築することを定めた。⁴⁾ 後者はいわゆる「子どもアドボカシー」であり、意見表明支援員を「アドボケイト」と呼ぶ。

現在、東京都も含めてアドボケイトの選任や育成の在り方について検討が進められている。しかし、どんなにアドボケイトが優秀であっても、すべての子ども等がその権利、使える法制度や資源、施設等における支援の実態を知らなければ意見の表明など絵に描いた餅である。

日本が国連・児童の権利に関する条約に批准してから、改正児童福祉法の施行まで実に30年を要している。児童養護施設で生活する子どもに限らず、この条約を理解している子どもも大人も稀である。2023年にはこども基本法が施行、同時にこども家庭庁が発足する。

出生数の低下に歯止めがかからない今、子どもや保護者が大切にされることがなければこの国の衰退は免れない。すべての子どもがその権利を正しく知らされ、権利としての児童福祉が確立されることを期し、現場での実践と発信を続けていきたい。



子供の家外観

註

- 1) 表の数値はいずれも「社会的養育の推進に向けて」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 2022年3月）より。
 - 2) 「そだちのシェアステーション・つばみ」を2022年2月より開設した。近隣2市1区の子どもショートステイ、日本財団「第三の居場所事業」（地域の家庭から放課後等に通所する子どもへの生活支援・学習支援・食事提供等）、不登校支援、子ども食堂との連携、保護者等への養育支援等を行っている。
 - 3) 社会的養護自立支援事業。2023年度予算では22歳年度末の年限撤廃がみこまれ、2024年施行の改正児童福祉法では「児童自立生活援助事業」（第6条の3・第1項）として法定化された。これは各都道府県や児童相談所設置自治体の義務的経費である。
 - 4) 第33条の3の3、および第6条の3・第17項
- <参考文献>

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書」2020年度子ども・子育て支援推進調査研究事 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021年3月
「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査 報告書」東京都福祉保健局 2022年1月
「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2019年11月

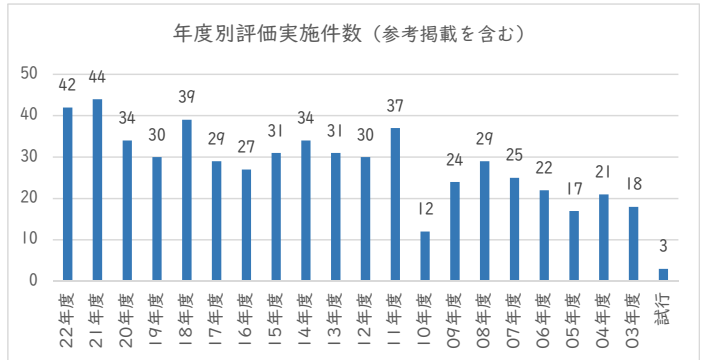
評価室活動報告

ひと・まち社は都の福祉サービス第三者評価を行う評価機関として高齢・障害・子どもに関する福祉サービス事業所の評価を行っており、これを主たる事業収入としています。コロナ禍ではありますが、福祉サービス第三者評価の受審件数は若干増加の傾向があります。2021年度の実施状況は、全国で5,235件、東京都はそのうちの3,694件(70.6%)でした。

ひと・まち社は30名の登録評価者で、年間30件の評価実施を目標として活動しています。2022年度は評価者から推薦のあった2名の養成講習修了者を加えて32名で活動し、42件の評価実施となる見込みです。特別養護老人ホームからの実施依頼が12件と多く、就労継続支援B型、生活介護、多機能型などの障害者福祉の事業所が11件と多く、保育所は2件でした。

今年度は生活クラブ運動グループからも、認可保育所「生活クラブ保育園ぼむ・向原」と、主な利用者が重症心身障害者の生活支援事業所「ロングサポートLa・Nature」から実施依頼がありました。様々な状況を抱える利用者や家族に対して親身になって活動するメンバーの姿にカブげられました。

	施設			地域密着			在宅系						保育所		障害者					社会的養護		計	
	特養	養護ホーム	特定施設	認知症GH	小規模多機能	定期巡回	通所介護	認知症通所	訪問介護	居宅介護支援	訪問看護	ショート	認可	認証	就労B	生活介護	居宅支援	多機能	GH	放課後デイ	児童養護		母子支援
22年度	12	0	0	7	2	1	2	1	0	0	0	1	2	0	5	2		3	1	0	3	0	42
以前	100	2	1	164	41	12	56	0	17	11	3	4	39	46	14	2	2	6	3	2	9	3	537
合計	112	2	1	171	43	13	58	1	17	11	3	5	41	46	19	4	2	9	4	2	12	3	579



評価は必ず複数で行うことになっており、1件の評価は評価者2~4名がチームとなって、事業種の分野に応じてチーム編成をしています。評価者は毎年悉皆研修の受講と、3年ごとの専門研修の受講が義務付けられています。ひと・まち社でも内部研修を行ったり、評価者への福祉情報の発信を行うとともに、合議を通して経験ある評価者からOJTで学びながらわかりやすい評価結果報告書作成に努めています。

評価事業を開始して20年を超え、評価者も少しずつ入れ替わりがあり、昨年度はひと・まち社としての評価手法を冊子にまとめ、今後も共通認識をもって評価事業を継続します。

第22回総会を開催いたしました

今年もハイブリッド方式で3月17日に第22回総会を出席13名、書面議決5名、委任状26名で開催し、すべての議案が承認されました。

2022年度は、制度改正に伴う個人情報保護規程の見直し、就業規則・職務権限規程などの規定類を整備しました。また、評価実施にあたってのマニュアル類についても見直し、冊子化して登録する全評価者に配付しました。

調査研究活動は取り組みませんでした。自治体政策研究会との連携でこれまでの介護保険制度に関する20年の調査研究活動の振り返りを行い、機関紙に載せて報告しました。また、まちぼつからの提案を受け、児童相談所の調査に向けたプロジェクトに参加し、調査に向けたヒアリングを行うなど情報収集に努めました。

評価事業では、コロナ禍のためゆとりを持った評価スケジュールを組み、事業所訪問時間を短くするなど対策を取ってきましたが、例年になく多くの事業所でのクラスター発生により事業所訪問のスケジュールが大幅に延期となり、いくつもの評価が重なり

評価者の調整が厳しい状況となりました。

2023年度は介護保険や児童相談所の調査実施に向けて調査活動を具体的に取り組むとともに、事務局内の役割分担を具体的にすすめていきたいと考えていますので、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。

2022年度活動計算書(1/1~12/31)

科目		金額	
経常収益	会費	396,000	
	寄付金収入	541,000	
	第三者評価事業	16,728,800	
	調査・研究	2,000	
	活動サポート・人材育成	0	
	情報発信	39,890	
その他収益	72	17,707,762	
経常費用	人件費	5,288,316	
	委託費	5,243,500	
	旅費交通費	1,064,099	
	通信・運搬費	660,599	
	事務・消耗品費	530,400	
	印刷・広報費	464,011	
	施設使用料・水道光熱費	1,188,536	
	研修・図書費	102,000	
	租税公課(消費税・印紙)	689,400	
	雑費(会議費・支払手数料)	119,123	15,349,984
管理費	295,488		
その他	394,140	689,628	
税引前当期正味財産増減額		1,668,150	
法人税等		378,900	
税引後当期正味財産増減額		1,289,250	
前期繰越正味財産		6,084,520	
次期繰越正味財産		7,373,770	

メールアドレス登録のお願い

ひと・まち社ではSDGsの取り組みとしてペーパーレスをすすめています。今後の機関紙「ひと・まち」の電子データでの発信を検討しています。通信購読をご希望の皆様にはメールアドレスのご登録へのご協力をお願い致します。np0@hitomachi.org

ひと・まち社へのご寄付をお願いいたします

振込先口座

特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

三菱UFJ銀行 新宿中央支店 普通 5298170

編集後記：街を歩いていると満開のミモザの花が。ミモザが見上げるほど大きな樹木だと初めて知った。3月は女性の社会参加や地位向上を訴えるイベントが続き、毎月11日は各地でフラワーデモが開かれている。ジェンダーギャップ指数は、146国中116位(2022年度)で先進国では最低レベル。ジェンダーギャップを解消し誰もが生きやすく、女性も子どもも、基本的人権が守られる社会になることを願う。(K)